

事例 6

ベトナム向けにギンナンの輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

イチヨウ及びショウガを栽培し、ギンナン及びはじかみショウガとして国内向けに販売している。2020年には新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これまでの農業から進化するべくオンラインショップをオープンさせるなど新たな挑戦を重ねている。

【事業の推進に当たって生産者が抱える課題等】

相談者のホームページを見た商社からベトナム向けギンナンの輸出の引き合いがあり、その際、輸出に必要な書類を取得するよう依頼された。

過去には台湾及び香港向けに商社経由で凍結したギンナンを輸出してことはあるが、乾燥ギンナンの輸出は初めてであり、商社から取得依頼のあった植物検疫証明書と思われる書類をどのようにして取得できるのか不明である。

【支援等の内容】

相談者に対する説明は、農政局の担当者も同席して行った。

支援事業の専門家からは、植物検疫の概要及びベトナムのギンナンに係る検疫要求並びに農薬残留に関する規制等について説明した。

概要は以下のとおり。

- (1) 我が国の植物検疫は、輸入される植物に付着してくる病害虫の侵入を防ぐ目的の輸入検疫、国内にすでに発生している特殊病害虫等のまん延防止や防除等をするための国内検疫、輸出する植物についての輸出先国の検疫要求に基づく輸出検疫がある。
- (2) 輸出植物検疫要求は、おおむね以下の8つに区分され、②～⑦については、植物防疫所又は登録検査機関に検査申請して受検する必要がある。
 - ① 輸出先国が輸入を認めないもの（輸出ができない）
 - ② 二国間の協議による検疫を実施する必要があるもの
 - ③ 輸出先国の輸入許可制度に基づき輸入が認められるもの



(相談者に対し説明をする専門家)

- ④ 輸出国政府の発行する植物検疫証明書を添付しなければならないもの
- ⑤ 輸出国で栽培地検査が必要なもの
- ⑥ 輸出時に線虫検査など特別な検査を必要とするもの
- ⑦ 輸出前に消毒を必要とするもの
- ⑧ 輸出検査を必要としないもの

13 6. ぎんなんの主な検疫条件

輸出先国	検 疫 条 件
ベトナム	× ベトナムが検疫条件を設定していないため輸出できません。 (輸入者を通じてベトナム検疫当局への確認をお勧めします。)
アメリカ	◎ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
台湾	Q 日本での輸出検査が必要です。

他に希望される国があれば、ご照会ください。

(提供した資料：検疫条件)

- (3) 相談があったギンنانの輸出検疫条件について確認し、希望されているベトナムを含めた一覧表を提示し、輸出先国により検疫条件が異なる（輸出できない、輸出検査が必要、輸出検査が不要）ことを説明した。
- (4) 今回、商談の寄せられた商社から依頼のあった書類の見本は、中国からベトナムに宛てた植物検疫証明書であったが、ベトナム向けのギンنانについては、ベトナム検疫当局が日本から輸入する際の検疫条件を明らかにしていない（ベトナムにおいてPRAが実施されることとされている）ため、現段階では輸出が難しい。輸出を予定するのであれば、商談のあった商社を經由し輸入者を通じてベトナム検疫当局に対し日本産ギンنانの輸入に係る検疫条件等を確認してもらう必要があることを説明した。



(提供した資料：輸出検査の手順)

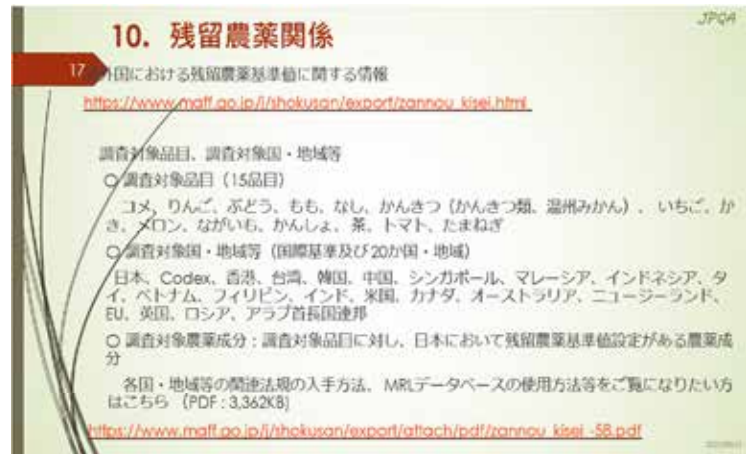
- (5) 植物検疫証明書を取得する場合は、植物防疫所へ検査申請書を提出して、検査希望日や検査場所を事前に調整する必要があること、輸出検査には立会が必要なこと、提供した資料は植物防疫所で検査を受ける場合であるが、2023年4月から登録検査機関（農林水産省に登録

された大学や民間機関)での受検も可能となっていること、必要があれば再度照会いただきたい旨を説明した。

- (6) 植物検疫以外の課題として、青果物では①残留農薬規制、②福島原子力発電所事故に伴う規制、③食品安全や表示に係る規制があるが、特に残留農薬について注意が必要である。

残留農薬基準値については、農林水産省のHPに「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」として一覧表が公表されていることを伝え、その概要について以下のとおり説明した。

- ① 一覧表では、15の品目について、我が国で農薬登録・適用登録され、残留基準値が定められ



(提供した資料：残留農薬関係)

ている農薬成分に対し、20の国、地域の残留基準値が掲げられている。

- ② 今回照会のあったギンナンについては、一覧表に掲示されていないので、輸出先国が決まれば当方まで照会いただきたい。
- ③ 残留農薬の基準は国によって異なるので、輸出先国の基準に適合していることが必要。ドリフトにも気を付ける。できれば事前に残留農薬分析をするのが望ましい。

相談者からは、栽培しているギンナンについては、慣行防除ではなく、病害虫が発生したところだけ農薬を散布しているとの説明があった。

また、相談者から「残留農薬の検査について、検査費用や所要時間はどれほどかかるのか」との質問に対し、同席された農政局担当者から「検査項目により費用は異なる。検査期間は1~2週間程度。検査費用に関しては補助事業もある。」との説明が行われた。さらに、農政局から、ベトナムについては検疫条件が不明であるので、検疫条件が緩やかな他の国向けに輸出を考えてもよいのではないかと、必要があれば、ジェットロが行う商談会等の案内ができるので、活用を考えてみてはどうかと、とのアドバイスも行われた。

【相談者の対応状況】

引き合いがあった商社とは商談が進まなかった。

しかし、農政局が関連団体等から情報収集したところ、フランスでパリサンプルショップが開催されることが判明し、相談者はこれに出品することとなっ

た。

【評価・所感】

相談者と対面で行った説明の後、タイ、香港向けギンナンの検疫条件等の確認依頼があり、メールにより回答し、さらに、フランス向けの検疫条件の確認があり、輸出検査が必要であること、輸入許可証の取得は必要としないこと、今回散布された農薬のEUにおける残留基準値などを説明した。

その後、フランス向けに輸出したい意向があり、輸出検査受検に当たり、輸出植物検査申請書の記入についてアドバイスを行うとともに、輸出植物検査にも同行し、支援を行った。その結果、無事に輸出検査を終了しフランスに向けて輸出された。



(フランス向けの輸出検査)

また、相談者はギンナン以外にもショウガの輸出を模索しており、要望があれば支援していくこととしている。

今回は、輸出が困難な国への相談であったが、相談者の輸出に対する思いが強く、サンプルではあるがフランスに輸出された。相談者は、輸出に積極的であり、自ら新たなギンナンを使用したメニューを考案中とのことである。

貿易統計及び植物検疫統計ではギンナンの輸出実績が把握できない状況で輸出量がどれだけあるか不明である。今回のフランスでの展示により輸出が拡大されることを期待したい。